

「死亡保険 普通保険約款」の改定について

2022年11月1日責任開始日分より、下記のとおり死亡保険の普通保険約款を改定いたします。
今回の改定は、主に第1回保険料未納の際の払込方法について口座振替またはクレジットカード払い以外の方法も認めるものとなります。なお、第2回目以降の保険料払込方法についてはご契約者様により指定された口座振替またはクレジットカード払いとなる点は変わりございません。
本書はお手元にある普通保険約款と合わせて大切に保管ください。

記

(下線が改定箇所)

改定後	改定前
死亡保険 普通保険約款 (省略) 第3章 保険料の払込	死亡保険 普通保険約款 (省略) 第3章 保険料の払込
第5条 (保険料の払込) 1 保険料払込期間は、保険期間と同じです。 2 保険料払込期間中、払い込むべき保険料は次の期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んでください。 (1) 第1回保険料(月払契約・年払契約共通) 保険契約の申込を承諾した日から会社の定める第1回保険料の払込期限まで (2) 第2回以降の保険料 ① 月払契約 月単位の契約応当日の属する月の前月の初日から末日まで ② 年払契約 更新前契約の保険期間満了日の属する月の初日から末日まで	第5条 (保険料の払込) 1 保険料払込期間は、保険期間と同じです。 2 保険料払込期間中、払い込むべき保険料は次の期間(以下「払込期月」といいます。)内に払い込んでください。 (1) 第1回保険料(月払契約・年払契約共通) 保険契約の申込を承諾した日から会社の定める第1回保険料の払込期限まで (2) 第2回以降の保険料 ① 月払契約 月単位の契約応当日の属する月の前月の初日から末日まで ② 年払契約 年単位の契約応当日の属する月の前月の初日から末日まで
第6条 (保険料の払込方法等) 1 保険料は、会社の提携している金融機関等の中から、保険契約者が指定した金融機関等の口座振替、クレジットカードまたは <u>その他会社</u> が定める決済手段で、前条に定める払込期月に払い込むものとします。なお、会社は、払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。 2 口座振替による場合、会社は、会社の指定する振替日(金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日)に保険料を振り替えます。この場合には、振替日に保険料の払込があったものとします。 3 クレジットカードによる場合、会社は、クレジットカード発行会社(以下「クレジットカード会社」といいます。)との間で締結された会員規約等(以下「会員規約等」といいます。)により会員として認められた者また	第6条 (保険料の払込方法等) 1 保険料は、会社の提携している金融機関等の中から、保険契約者が指定した金融機関等の口座振替、クレジットカードまたは <u>その他当社</u> が定める決済手段で、前条に定める払込期月に払い込むものとします。なお、会社は、払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。 2 口座振替による場合、会社は、会社の指定する振替日(金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日)に保険料を振り替えます。この場合には、振替日に保険料の払込があったものとします。 3 クレジットカードによる場合、会社は、クレジットカード発行会社(以下「クレジットカード会社」といいます。)との間で締結された会員規約等(以下「会員規約等」といいます。)により会員として認められた者また

はクレジットカードの使用を認められた者と保険契約者が同一である場合に限り取り扱いいます。

4 前項によりクレジットカードによる方法を取り扱う場合、会社は、クレジットカードが有効であり、かつ保険料がその利用限度額の範囲内であることを確認し、クレジットカード会社に保険料を請求します。この場合、次のすべてに該当する場合を除き、クレジットカード会社に保険料を請求した日に保険料の払込があったものとしします。

(1) 会社がクレジットカード会社より保険料相当額を領収できない場合

(2) 保険契約者がクレジットカード会社に対して保険料相当額を支払っていないこと

5 口座振替またはクレジットカード以外の会社が定める決済手段による方法を取り扱う場合、会社は、保険契約者が当該決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い決済手続を行い、会社の請求する保険料相当額全額の決済手続を完了した旨の書類を受領した時点または保険料相当額全額の決済手続を完了した旨が決済手続画面に表示された時点で、決済手続が完了し保険料の払込があったものとみなします。

6 前項の会社が定める決済手段とは、次のものをいいます。

用語	定義
(1)銀行振込	会社の指定する金融機関等の口座への払込をいいます。
(2)払込取扱票	会社所定の書面による払込取扱票(電子媒体を含む)をいいます。
(3)電子マネー決済	資金決済に関する法律第3条第1項に規定する前払式支払手段のうち、電磁的方法により記録された金額情報を用いて対価の弁済を行う支払手段をいいます。
(4)QRコード決済	資金決済に関する法律第3条第1項に規定する前払式支払手段のうち、料金・代金等の請求データをQRコードやバーコードに変換し、決済端末等又はスマート

はクレジットカードの使用を認められた者と保険契約者が同一である場合に限り取り扱いいます。

4 前項によりクレジットカードによる方法を取り扱う場合、会社は、クレジットカードが有効であり、かつ保険料がその利用限度額の範囲内であることを確認し、クレジットカード会社に保険料を請求します。この場合、次のすべてに該当する場合を除き、クレジットカード会社に保険料を請求した日に保険料の払込があったものとしします。

(1) 会社がクレジットカード会社より保険料相当額を領収できない場合

(2) 保険契約者がクレジットカード会社に対して保険料相当額を支払っていないこと

5 口座振替またはクレジットカード以外の会社が定める決済手段による方法を取り扱う場合、会社は、保険契約者が当該決済手段の会員規約やサービス利用規約等に従い決済手続を行い、会社の請求する保険料相当額全額の決済手続を完了した旨の書類を受領した時点または保険料相当額全額の決済手続を完了した旨が決済手続画面に表示された時点で、決済手続が完了し保険料の払込があったものとみなします。

(新設)

	<p><u>フォン等モバイル機器のカメラ機能を用いて読み込み、電磁的方法により記録された金額情報を用いて対価の弁済を行う支払手段をいいます。</u></p>	<p><u>6</u> 保険契約者は、会社の承諾を得て、保険料等の払込方法等を変更することができます。 <u>(新設)</u></p>
<p><u>(5) 携帯電話料金合算払</u></p>	<p><u>携帯電話会社が携帯電話の契約者から携帯電話の利用料金と合わせて請求する決済手段をいいます。</u></p>	
<p><u>7</u> 保険契約者は、会社の承諾を得て、保険料等の払込方法等を変更することができます。 <u>8</u> 会社は、第1回保険料の払込に限り、あらかじめ契約者に通知することにより、第6項の会社が定める決済手段に変更することができます。</p>		

以上